

倉吉市告示第154号

令和6年度において市が発注する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務（以下「測量等業務」という。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、倉吉市財務規則（平成12年倉吉市規則第30号。以下「規則」という。）第103条第4項（規則第117条において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年11月30日

倉吉市長 広田 一恭

1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する測量等業務の種別（別表に定めるところによる。以下「希望区分」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するとして、一般競争入札又は指名競争入札への参加が認められていない者でないこと。
- (3) 令和4年4月1日から申請日までの間に、希望する業務区分に係る業務を完了し、成果品を納入した実績があること。
- (4) 市税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないこと。
- (5) 法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないこと。
- (6) 次に掲げる登録を受けていること。
 - ア 業種区分のうち測量業務の入札参加資格を希望する者にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者としての登録
 - イ 業務区分のうち建築関係建設コンサルタント業務の入札参加資格を希望する者にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所の登録
- (7) 2(1)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。

2 申請手続

(1) 提出書類

入札参加資格の付与を受けようとする者は、次に掲げる書類（各種証明書及び住民票は、申請日前3月以内に発行されたものに限る。）を提出すること。

- ア 測量等業務入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 総括表（様式第2号）
- ウ 登録営業所一覧表（様式第3号）

- エ 測量等業務実績調書（様式第4号）並びに測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に係る登録内容確認書の写し、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に係る業務カルテ受領書の写し又は当該調書に記載した業務に係る契約書の写し及び当該業務が完了したことを証する書類の写し
 - オ 法人にあっては入札参加資格の審査申請時直前の営業年度分の貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては入札参加資格の審査申請時の直前に提出した所得税確定申告書等収支の分かる書類の写し
 - カ 法人にあっては商業登記簿謄本又は登記事項証明書の写し、個人にあっては当該個人の住民票の抄本の写し（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）
 - キ 1（6）の登録を受けている場合にあっては、その登録の証明書の写し（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）
 - ク 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の登録を受けている場合にあっては、申請日において最新の建設コンサルタント現況報告書（同告示別記様式第18号）に確認印を受けた副本の写し
 - ケ 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の登録を受けている場合にあっては、申請日において最新の地質調査業者現況報告書（同告示別記様式第18号）に確認印を受けた副本の写し
 - コ 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の登録を受けている場合にあっては、申請日において最新の補償コンサルタント現況報告書（同告示別記様式第16号）に確認印を受けた副本の写し
 - サ 市税に係る承諾書及び誓約書（様式第6号）
 - シ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式第5号）
 - ス 資本関係・人的関係に関する届出書（様式第5号の2）（県内に本店を有する者に限る。）
 - セ 法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないことを証する納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3（令和5年4月1日から申請日までの間に交付されたものに限る。）、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の2（令和5年4月1日から申請日までの間に交付されたものに限る。））の写し※新型コロナウイルス感染症の影響等により特例猶予に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、猶予許可通知書の写し
 - ソ 使用印鑑届（様式第5号の3）
 - タ 入札の参加等の権限の委任状（様式第5号の4）（年間を通じて委任する場合に限る。）
 - チ 申請の際に提出した書類の記載事項に変更を生じた場合は、令和6年度測量等業務入札参加資格審査申請書変更届（様式第7号）を（4）の提出先に速やかに提出すること。
- (2) 提出の期間及び時間 令和5年12月1日（金）から令和6年2月29日（木）までの日（倉吉市の休日を定める条例（平成元年倉吉市条例第2号）第2条第1項に規定する市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 提出方法 （4）の提出先に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特

定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。この場合において、郵便又は信書便により提出するときは、書留郵便又はこれに準ずる信書便の役務によることとし、令和6年2月29日（木）の午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出先 〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地

鳥取県倉吉市建設部管理計画課管理調整係（電話 0858-22-8174）

(5) その他 この告示に記載されていない事項については、「令和6年度倉吉市測量等業務入札参加資格審査申請について（令和5年11月30日付倉吉市建設部管理計画課説明資料）」に定めるところによる。

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

令和5年10月1日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 入札参加資格の審査の結果

入札参加資格の審査の結果については、市のホームページにおいて公表する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から令和7年3月31日（月）（次の各号に定める場合にあつては、それぞれ当該各号に定める日）までとする。

(1) 入札参加資格を付与された者が、1に掲げる要件のいずれかに該当しないことになった場合
市長が当該事実を確認した日の前日

(2) 令和7年度及び令和8年度の測量等業務の入札参加資格、その審査申請手続等が令和7年2月1日までに告示されない場合 当該告示の日から起算して60日を経過した日

別 表

業種区分	業務区分	
測量業務		
建築関係建設コンサルタント業務	建築設計	
	設備設計	
	建築監理	建築監理（建築）
		建築監理（電気・機械）
土木関係建設コンサルタント業務		
地質調査業務		
補償関係コンサルタント業務		